## 日本医学哲学・倫理学会賞および奨励賞規程制定

- 第1条 本賞は日本医学哲学・倫理学会賞(以下学会賞という)および日本医学哲学・倫理 学会奨励賞(以下奨励賞という)と称する.
- 第2条 本賞は本学会の目的および進歩に寄与する顕著な研究を行い, さらに将来の発展 を期待される研究者に授与する.
  - 2 学会賞受賞資格者は会員全員とする.
- 第3条 学会賞の対象は著書, 論文を問わない.
  - 2 奨励賞は学会誌「医学哲学・医学倫理」掲載の最優秀論文の著者1名に授与する.
  - 3 奨励賞は若手研究者(当該号発行年の3月31日現在で40 歳以下の者)を対象と する.
- 第4条 学会賞は理事会が受賞候補者を選定し、決定する.
  - 2 奨励賞は学会誌編集委員会が受賞候補者を選定し、理事会の議を経て決定される.
- 第5条 学会会長は賞状及び記念品をもって受賞者を表彰する.
- 第6条 本規程は総会出席者の過半数の賛成によって改廃される.

附則 本規程は令和2年4月1日より施行される.